



資料番号  
No.1

長夕発第 23 号

令和元年 8 月 20 日

長野労働局長  
中原正裕 殿



### 異議申立書

最低賃金法第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和元年 8 月 8 日に長野地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金に関して、以下のとおり申し立てを行います。

#### 【申立ての概要】

今回の答申は、時間額を現行の 821 円から 27 円引き上げることが適当とするもので、これは事業における賃金の支払い能力を全く無視したものであり誠に遺憾であるといわざるを得ません。

もとより、賃金の引き上げが実現し、経済が発展するとともに県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、タクシー業界においても強く願望するものであります。

しかしながら、賃金の引き上げは生産性が向上して賃金支払い能力に余力が生じて初めて可能になるものであり、決して先行するものではありません。最低賃金の改定に当たっては慎重にご審議いただくことを求めます。

#### 【申立ての理由】

タクシー業界は、長期的に輸送人員が減少する中で、平成 14 年 2 月から規制緩和が実施されたことにより、需給バランスが崩れるとともに乗務員の労働条件が著しく悪化することになりました。

このため、平成 26 年 1 月 27 日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、これに基づき官民一体となり地域の協議会において営業車両の削減を含めた適正化・活性化計画の実施等が行われているものの、いまだ指定の解除には至っておりません。今しばらくの時間が必要と考えています。

加えて、輸送人員の減少に歯止めがかからず、その上、これからの IT 化に対応するための設備投資にも資金がかかるため、タクシー事業の経営環境はなお、一層の厳しさを増しており、県内事業者は経営に苦慮しております。

こうした中での最低賃金の引き上げは事業存続に大きな影響を与え、労務倒産の危険性すら指摘されるところです。

貴局におかれましては、経済状況が業種によって大きく異なることにご理解・ご配慮賜り、特にタクシー業界の実態にご理解をいただき、最低賃金の改定に当たっては慎重なご審議をよろしく願います。

